

新車等の自動車検査登録が済んでいない特殊車両についても
国道事務所への通行許可申請が可能です。

自動車検査証登録手続 (保安基準緩和申請を含む)

車検登録手続

車検証の交付

特殊車両通行許可申請手続

オンライン申請

窓口申請

車検証に代えて車両諸元を確認
できる資料を提出 (※)

車検前申請である
旨の電話連絡

車検前申請である
旨の窓口での説明

申請書類のチェック

受理

審査

許可証発行

車検証の提出 (メール又はFAX)

※ 車両諸元を確認できる資料

○ メーカーカタログ、保安基準緩和認定の写しなどを提出してください。
(オンライン申請の場合には、資料をPDFにて提出できます)

○ 後日、車検証の内容を確認した結果、申請書の諸元と大きく異なる場合は、審査のやり直しとなり、再申請及び再度の手数料納付が必要になりますのでご注意ください。

詳細は最寄りの国道事務所
へお問い合わせください。